

第 8 回 規制見直し基準 WG 議事録（財務省ヒアリング）

- 1 . 日時：平成 1 7 年 1 0 月 1 9 日（水）10:30～11:00
- 2 . 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室
- 3 . 項目：通知・通達等法令以外の規定に基づく規制
・酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
- 4 . 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、大橋専門委員、山本専門委員
財務省
国税庁 課税部 酒税課長 小鞠 昭彦
(以下「小鞠酒税課長」という)
国税庁 課税部 酒税課 課長補佐 磯見 竜太

鈴木主査 どうも時間が遅れて恐縮です。時間内に終わりたいと思います。
それでは、財務省から作成いただきました調査票に基づいて、大体 10 分以下で御説明いただいて、残りは質疑に当てたいと思います。よろしくお願ひします。

小鞠酒税課長 国税庁の酒税課長でございます。よろしくお願ひいたします。
それでは、提出いたしました調査票に基づきまして、御説明をさせていただきます。

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達でございます。1 はその通達の内容が書いてございます。平成 11 年 6 月 25 日に各地の国税局長等あてに出した国税庁長官の通達でございます。

「所管府省」といたしましては、国税庁でございます。

形式でございますが、酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律等の解釈通達でございます。

あて先は先ほど申し上げましたように、国税局長、沖縄国税事務所長、税関長、沖縄地区税関長でございます。

その他でございますが、ホームページ等で公表しております。

4 の「通知・通達等の性格」でございますが、国税庁長官が発する職務上の命令でございます。法令の解釈または取扱いに関して、一般性を有するものでございます。

「根拠法令」でございますが、酒税法、同法施行令、同法施行規則と酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、同法施行令、同法施行規則等でございます。

「通知・通達等の目的及び概要」でございますが、法律等の所管は財務省の主税局が担当しておりまして、国税庁はその法律の執行機関でございます。このため、この法令等解釈通達は酒税法等の国税庁が執行する法律に関しまして、法令の解釈、取扱い、または免許の審査基準等を明確に示すことによって、行政の統一的な運営を図ることを目的として定めているものでございます。

なお、法令解釈通達の内容を大まかに細分いたしますと、単なる例示を示しているもの。目安とか基準を示したもの。法令の規定を留意的に書きおろしたもの。法令の趣旨から一定の解釈を示したもの。それと取扱いを示したもの。大きく分けてこの5つに区分されるところでございます。

7の「通知・通達等の内容を法令の形式で制定していない理由」につきましてでございますが、この免許関係につきまして申し上げますと、酒類の製造免許・販売業免許は、酒税法第10条の規定によりまして、その同条各号にいろいろ列挙している事項に該当するときは、税務署長は免許を与えないことができると規定されております。

その各号の規定は大きく分けまして、酒税の保全上困難を来すおそれがある場合といたしまして「人的要件」。その免許を申請した人に関する要件でございます。

2として「経営基礎要件」。その人の経営の基盤がちゃんとしているかどうか。

3として「場所的要件」。その免許を申請した人の製造なり販売をやろうとしている場所にかかる要件。

4として「需給調整要件」。酒類の需給の調整に係る要件。

5として「技術的要件」。これらについて限定的に列挙されているところでございます。この免許の要件を酒税法において限定的に列挙している趣旨は、免許を与えるかどうか・・・。

鈴木主査 もう大体読み切りましたから、質疑に移らせていただきたいと思いますけれども。内容はわかりましたから。

大橋専門委員 この語句の御説明の中で、大まかに細分すると1～5までであると書いておられますが、最後の「取扱い」というのは何ですか。ほかとどう違うのですか。

小鞠酒税課長 ほかと重なるところもあるかと思いますが、こういう場合にはこういう取扱いをするということを注意的に示したものであります。

例えば、酒税法の10条11号に酒税の保全上、酒類の需給の均衡を維持する必要があると認める場合という規定があるわけでございますが、それはどういう場合かと言うと、新たに免許を与えたときに、地域的または全国的に酒類の需給の均衡を破って混乱を来すものと認められる場合を言うということで、こ

ういう場合はこういうふうを考えるのだということを示したものでございます。ですので、その意味では と重なるというところがあるかと思います。

山本専門委員 では、具体的にお伺いしたいのですが、通達の第11号関係の、例えば、2の製造免許の取扱いとか、あるいは後の方は需給調整要件が(3)~(5)のところがございますね。今の調査票の6の ~ ですね。これのどれに当たりますか。

小鞠酒税課長 ~ の区分にすると、どれに当たるかということですね。

山本専門委員 この通達の免許の取扱いと需給調整要件ですね。これがどれに当たるかということです。

小鞠酒税課長 需給調整要件は主に の「取扱い」に当たると考えております。

山本専門委員 その「取扱い」ということの意味がよくわからないのですが、この通達は割とはっきりと、こういう場合は免許しないという書き方がされていますね。

例えば、実際に とか何かですと「目安、基準を示したもの」ということになると、これはあくまで基準目安であって、具体的にはケースが出てきたときにもう一度その事情を全部見て判断し直すということになると思うのですが、この通達の運用についてはどういうふうに行われているのでしょうか。

つまり、例えば、目安・基準としてこれを使っているということなのか、もう少しきつく、これに当たれば財務省の考え方としては免許しないということになるのか。その辺りはいかがですか。

小鞠酒税課長 これはほぼ後者でありまして、それに該当した場合は出さないという取扱いを定めてあるということです。

山本専門委員 ということは、目安・基準ではないわけですね。

小鞠酒税課長 そうです。

大橋専門委員 所管でないのだからかもしれないのだが、この説明を見ると要するに、酒税法は誠に抽象的に書いてあって、そうになると具体的な運用に当たって恣意的な運用になりかねないので、こういう基準をつくったというような意味合いのことを書いてあるのですけれども、そうであるならば、こんな通知よりも酒税法というものの中に抽象的でない恣意的な裁量を許さない基準を明記するという方向での検討というのが非常に大事だと思うのですが、そういう検討をしないで基準というものに持っていったというのはどういう理由ですか。

小鞠酒税課長 なかなかお答えしにくいのですが、どこまで法律で書き込むかというのはなかなか難しいところかと思いますが、どの法律でもそう

なのですけれども、だれが見ても全く同じ答えが出るようにすべての法律を書くということはないので、どこまで法律で書いて、どこまでそれ以外に委ねるかというのは、その法律ごとのいろんな判断でできているであろうということでございます。酒税法については法律はある程度一般的なことにして、それ以外の法令で対応した方がいいという判断でそういうことがなされているのだらうと思います。それを前提に我々は今、執行しているということでございます。

大橋専門委員 行政手続法の5条2項を見ると、やはり審査基準というのはできる限り具体的なものでなければならないと書いてあるのです。その趣旨をかんがみてみると、やはり法令にできるだけ明確かつ具体的な審査基準を置くべきだと思うのです。

私が何を言いたいかというと、このペーパーを見ると、そちらの所管庁である国税庁も酒税法の基準というのは抽象的だと書いてあるわけです。認めているわけだ。このペーパーは、現行の酒税法がおかしいと言っているわけです。それだったら改正すればいい。通達によって、その法律の審査基準の抽象性をカバーしているわけだ。そうではなくて、法律そのものの審査基準を明確かつ具体的なものにするという方向での検討が大事になると思っています。

鈴木主査 今までの霞が関はそういうやり方をしてきたのです。法律はなるべく簡単に書いておいて、通達のたぐいで細かいことを決めてて、変幻自在にやれるようにしようということをやってきたのだが、それを改めてもらおうではないかということです。

この8は何をおっしゃっているのですか。これは言葉の遊びと理解していいですか。強制的効果はある。しかし、性格としてはそういう解釈通達みたいなものだから、法的強制力があるものには位置づけないという意味で、要するにこれは、強制力はあるということをお願いののですか。

小鞠酒税課長 あくまで法令解釈通達は国税庁長官が税務署長に対して、酒税法の執行はこういうふうにやりなさいという指示をしているだけでございますので。

ただ、その結果として、例えば免許の基準について言いますと、その一定の国税庁長官が示した、こういう場合はこういう取扱いにのっとれば免許が出ないとか、そういうことは結果的に起こるわけですが、それはあくまで税務署長が通達にのっとって法律を執行する結果であるということを行っているわけでございます。

鈴木主査 そうしたら強制力があるということではないですか。

小鞠酒税課長 ただ、あくまで税務署長の強制力は法律の執行としての強制力でございます。

鈴木主査 法律に戻っていくと。

小鞠酒税課長 あくまで法律の執行として、税務署長が免許を出す、出さないを決定するわけでございます。

鈴木主査 それから、「あじさい」の要望では、しょうちゅう甲類、乙類というのについての要望があったのは御存じだと思うけれども、甲類、乙類を見ると甲類業者にしか甲類の製造免許はやってはいけないと書いてあるのです。しょうちゅうの第11号関係という通達です。

しょうちゅう甲類は次のいずれかに該当する場合に限り付与するというので、しょうちゅう甲類は、しょうちゅう甲類製造業者が合理化のため、合併のため、あるいは縮小のためにやるとき以外にはやらないということは、しょうちゅう甲類は既存のしょうちゅう甲類の製造業者以外に免許は付与しないという意味ですね。

小鞠酒税課長 現状は基本的に。

鈴木主査 ここまでのことを解釈通達で決められるのですか。禁止規定なのだから、需給調整を超えていますね。

山本専門委員 まさに調査票の中で、営業活動の自由に及ぼす影響が非常に大きいと。あるいは個人でやっている場合は事業活動というより、もう少し人格権なのか、もう少し個人的な権利なのかかもしれませんが、そういうものに及ぼす影響が非常に大きいものについて、法律上は要するに酒税の保全上、需給均衡を維持するための云々というだけしか書いていなくて、しかし、通達のレベルでかなり定めを置いているというのはちょっと問題があるのかなという気はするのですが、その点はいかがなのでしょうか。

つまり事業活動等の自由に及ぼす影響がこれだけ大きい事柄について、法律上ははっきりとは何も書いていないと。しかし、通達には非常にはっきりと、こういったことは免許しませんと書いてあるわけです。

小鞠酒税課長 そこは法令に書いてある趣旨は、税務署長が需給調整上、影響があると認めて免許を出さないということの判断をこういうふうにしなさいと決めているものであります。

ですから、そういう意味で、ここで言っているのは、その税務署長ごとの判断でやるよりは国税庁長官が統一的な基準を定めた方がいいということで、この通達があるということでございます。

山本専門委員 だから、それは根本的に言えば、やはり国会が決めることであって、国会で無理であれば、せめてその法律の中に委任の規定を置いて政省令等で規定するというのが筋ではないかと思うのですが、その点はいかがなのでしょうか。いかがですかと聞いても答えはないかもしれませんが。

小鞠酒税課長 そこは、我々は現状の酒税法を前提に執行する立場として、

こういう通達を制定してやっているわけですので、そう言われれば、そういうお考えもあるかなと思います。

鈴木主査 財務省は通達のたぐいというのは、たしか見直しをいろいろされて、ガイドライン的なものに集約していくということをやられたのでしたね。違いますか。

小鞠酒税課長 その通達の見直しの結果、平成 11 年 6 月 25 日にいろいろ個別で出たのを集約して、こういう解釈通達にまとめたということです。

鈴木主査 時間の関係もありますから、また追ってお願いしますが、例えば、この酒類の通達の制定手続について、簡単に説明してください。

小鞠酒税課長 制定手続につきましては、最終的には長官の決裁を経て、各国税局長等に出しますが、それ以前にパブリック・コメントを経ます。ですから、案の段階で一般に公開して意見を求めた上で制定して、実際に制定して国税局長に通知すると同時のタイミングで公表します。

鈴木主査 パブリック・コメントによって出された意見がもっともだというので取り入れた例はありますか。

小鞠酒税課長 この法令解釈通達自体では例はないのですが、勿論そういうことはございまして、例えば、最近、告示を 1 つ出しましたけれども、その告示でパブリック・コメントを踏まえて、少し直しました。

鈴木主査 これは要望があるから聞くのだが、しょうちゅう甲類、乙類というのは今までの業者以外は絶対に認めないという方針は変えるつもりはないわけですか。

小鞠酒税課長 そこについては、勿論全く変えないというわけではございません。

鈴木主査 ということは、要するに通達を無視したら免許を与えないということになってくるのだから、無視はできないだろうけれども、財務省の方でこれを書き換える意思ありということですね。

小鞠酒税課長 それはその状況によっては見直すこともあります。

鈴木主査 それは当たり前のことですね。状況によって見直すために通知形式にしているのだから。

スペシフィックに、しょうちゅう甲類はしょうちゅう甲類の製造業者に限るというのを変える意思があるのかどうかということ。一般論ではなくて個別論として聞いております。

小鞠酒税課長 しょうちゅう甲類、乙類につきましては、今いろいろと検討はしているところですが、ここで直ちに見直す方針であると申し上げる段階にはございません。

鈴木主査 わかりました。

大橋専門委員 もう時間がないので、1つだけ。

私は、国税庁の認識を問いたいと思っているのだけれども、つまり酒税法という法律では、この「あじさい」要望にあるような新規事業者については製造免許をやらないなどというのは全く書いていないわけですね。

小鞠酒税課長 はい。

大橋専門委員 結局は新規事業者に対して、製造免許が現状では交付されていないのは、まさにこの解釈通達によって根拠づけられているわけですが、そういう状態というのは、言わば一種の法治行政というか、法律による支配という制度とか原理の下では、本当にいいことなのかどうかという認識については、現状では国税庁の認識というのは何の問題もないとお考えになっているのか。

こういう解釈通達で新規事業者のニューエントリーを妨げているわけだけれども、それはある意味では非常にその事業者の権利を阻害しているという面があると思うのだけれども、そういうことは解釈通達というものでやっても何の問題もないというのが国税庁の認識なのかどうかということを問いたいと思います。

鈴木主査 できるだけ簡単に教えてください。

小鞠酒税課長 イエスカノーかと言われれば、これはあくまで酒税法に基づいて、例えば、このしょうちゅう甲類の免許申請が出てきたときに免許を与えないというのは、あくまで酒税法に基づいて税務署長が与えないということをしているわけです。

これはあくまで法律に基づいて執行しているわけで、法律にその免許を与えないことをできるという規定がないにもかかわらず、通達でこういう場合は免許を与えませんよと決めているわけではなく、あくまで酒税法に基づいて免許を付与していないわけですから、法形式上はまさにそういうことであります。イエスカノーかと言われれば、法律上は問題ないと思いますとしか、お答えしようがないと。

鈴木主査 議論はありますが、時間も迫っていますし、後の方も待っているようだから、今日はここで終わらせていただきます。

追加でいろいろ質問させていただくことがあろうかと思いますが、よろしくお願いいいたします。

どうも御苦勞様でした。